

都留市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 4 号

都留市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地域再生法(平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。)第 5 条第 15 項の認定(法第 7 条第 1 項の認定を含む。)を受けた法第 5 条第 1 項の地域再生計画(同条第 4 項第 5 号の地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。以下、この条において「認定地域再生計画」という。)において定められた同号イの地方活力向上地域(以下「地方活力向上地域」という。)内において、認定地域再生計画が法第 5 条第 18 項(法第 7 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 49 号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から、法第 17 条の 2 第 3 項の規定に基づき山梨県の認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(次条において「認定特定業務施設整備計画」という。)に従って法第 5 条第 4 項第 5 号の特定業務施設(次条において「特定業務施設」という。)を新設し、又は増設した場合において、地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令(平成 27 年総務省令第 73 号)第 2 条第 1 号の特別償却設備(次条において「特別償却設備」という。)について、法第 17 条の 2 第 3 項に規定する認定を受けた事業者(次条において「認定事業者」という。)に対する固定資産税の課税免除又は不均一課税(以下「不均一課税等」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(固定資産税の不均一課税等)

第 2 条 地方活力向上地域内において認定事業者であって、認定特定業務施設整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後 3 年を経過する日まで(同日までに法第

17 条の 2 第 6 項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する特別償却設備を新設し、又は増設したもののうち、法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業を実施するものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びにこれらの敷地である土地(公示日以後取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対する固定資産税を最初に課することとなる年度(以下「開始年度」という。)以後 3 年度分に限り不均一課税等とする。

(不均一課税等の税率)

第 3 条 前条の規定により課する固定資産税の税率は、都留市税条例(昭和 29 年都留市条例第 53 号)第 62 条の規定にかかわらず、法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業に該当する場合は、開始年度以後 3 年度分に限り課税免除をするものとし、同項第 2 号に掲げる事業に該当する場合は、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする。

年度の区分	税率
開始年度	100 分の 0
第 2 年度(開始年度の翌年度)	100 分の 0.47
第 3 年度(第 2 年度の翌年度)	100 分の 0.94

(不均一課税等の申請)

第 4 条 前条に規定する不均一課税等の適用を受けようとする者は、規則で定める期日までに、市長に申請しなければならない。

(不均一課税等の取消し)

第 5 条 市長は、第 2 条に規定する不均一課税等を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該不均一課税等を取り消すことができる。

- (1) 第 2 条に規定する不均一課税等の要件を欠くことが明らかとなったとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の行為があったとき。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で

定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。